

閉校予定施設の利活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査名称

閉校予定施設の利活用に関するサウンディング型市場調査

2 調査の目的

三春町では、三春町立小学校教育のあり方に関する基本方針に基づき、町立小学校を6校から3校へ再編することに決定しました。中妻小学校と中郷小学校の2校は、三春小学校に統合され、令和9年3月をもって閉校となり、沢石小学校は御木沢小学校に統合され、令和10年3月をもって閉校となります。

これらの施設は、これまで地域活動における重要な役割を担ってきた施設であり、今後も地域との連携を図りながら有効活用していくことが求められています。

今回の調査は、小学校の再編によって機能を終える学校施設について、民間事業者の皆様との対話及び意見交換を通じて利活用のアイデアを伺い、実現可能かつまちの活性化につながる利活用の方策を整理することを目的としています。

3 調査対象施設

下記施設について、民間事業者の皆様から広くアイデアや意見を募ります。なお、複数の対象施設への提案も可能です。

| | |
|---------|---|
| 名 称 | 沢石小学校 |
| 所 在 地 | 田村郡三春町大字富沢字石田68 |
| 敷 地 面 積 | 28,176 m ² |
| 主な建物等 | 校舎（構造：鉄筋コンクリート造、床面積：2,163 m ² 、竣工：平成4年） 屋内運動場（構造：鉄筋コンクリート造、床面積：854 m ² 、竣工：平成4年） |

| | |
|---------|--|
| 名 称 | 中妻小学校 |
| 所 在 地 | 田村郡三春町大字沼沢字神ノ上139 |
| 敷 地 面 積 | 24,012 m ² |
| 主な建物等 | 校舎（構造：鉄筋コンクリート造、床面積：1,567 m ² 、竣工：昭和52年） 屋内運動場（構造：S造、床面積：601 m ² 、竣工：昭和54年） |

| | |
|---------|---|
| 名 称 | 中郷小学校 |
| 所 在 地 | 田村郡三春町大字柴原字神久保235 |
| 敷 地 面 積 | 54,631 m ² |
| 主な建物等 | 校舎（構造：鉄筋コンクリート造、床面積：2,242 m ² 、竣工：平成2年） 屋内運動場（構造：鉄筋コンクリート造、床面積：872 m ² 、竣工：平成2年） |

※詳細は物件調書のとおり

4 スケジュール

| 内 容 | 日 程 |
|-----------------------|-----------------------|
| 実施要領の公表 | 令和8年3月19日（木） |
| 現地見学会の参加申込み受付 | 令和8年4月20日（月）～5月 8日（金） |
| 現地見学会の開催 | 令和8年5月下旬 ※学校との調整により決定 |
| 質問の受付 | 令和8年4月20日（月）～6月12日（金） |
| 質問の回答 | 令和8年6月19日（金）頃 |
| サウンディング参加申込・提案書 受付 | 令和8年6月29日（月）～7月17日（金） |
| サウンディング実施日時等の連絡 | 令和8年7月24日（金）頃 |
| サウンディングの実施 | 令和8年8月 3日（月）～8月 7日（金） |
| 実施結果概要の公表 | 令和8年9月以降 |

5 サウンディング型市場調査の対象者及び参加資格

調査対象施設の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められる場合。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てをしている場合。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てをしている場合。
- (4) 三春町暴力団排除条例（平成24年法律第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる場合。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納している場合。
- (6) 上記（1）～（5）に掲げる場合のほか、法令違反など社会的信用を損なう行為などにより、相応しくない事由があると町長が認める場合。

6 サウンディングの項目

調査対象施設について、以下の項目を踏まえた提案を求めます。利活用に関することであれば、自由な提案が可能です。

【全施設共通】

- (1) 施設の活用範囲（土地・建物など）
- (2) 施設の利活用方法（購入・賃貸など）
- (3) 事業概要（事業内容、実施体制、施設整備（新規整備・改修・解体等）、運営手法など）
- (4) 事業実施計画（事業スケジュール、事業期間・事業費・資金計画など）
- (5) 屋内運動場の活用（指定避難所及び住民のスポーツ活動の場として継続利用の可能性）
- (6) 周辺地域との連携、地域への貢献の考え方
- (7) 事業実施に当たっての条件や課題など
- (8) その他、事業実施に関して町に期待する支援や配慮して欲しい事項等

7 サウンディングの手続き

(1) 現地見学会の開催

サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会を実施します。

ア 申込方法

現地見学会参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、下記申込先へ電子メールで提出してください。送信後は、必ず申込先に電話で受信確認を行ってください。

イ 申込受付期間

令和8年4月20日(月)から5月8日(金)午後5時まで

ウ 申込先

「10 問い合わせ・申込先」記載の電子メールあて

エ 開催日時等

※5月下旬を予定。(学校との調整との調整により日程を決定します。)

| 名称 | 日時 | 備考 |
|-------|-----------------|-----------|
| 沢石小学校 | 午前10時から(1時間半程度) | 現地集合、現地解散 |
| 中妻小学校 | 午後1時から(1時間半程度) | 現地集合、現地解散 |
| 中郷小学校 | 午後3時から(1時間半程度) | 現地集合、現地解散 |

オ その他

- ①参加事業者1者(1グループ)につき、参加人数は3名以内としてください。
- ②現地見学会は参加事業者合同で行います。
- ③現地見学会へ参加しない場合であってもサウンディングへ参加することは可能です。

(2) 質問の受付・回答

サウンディングへの参加を希望する事業者からの質問を受け付けます。

ア 提出方法

質問書(様式2)に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、下記提出先へ電子メールで提出してください。送信後は、必ず申込先に電話で受信確認を行ってください。

イ 受付期間 令和8年4月20日(月)から6月12日(金)午後5時まで

ウ 提出先

「10 問い合わせ・申込先」記載の電子メールあて

エ 回答方法

質問及び回答をまとめて本町ホームページに掲載します(質問者名は非公表とします)。なお、本件サウンディングについての補足等を掲載することもありますので、質問の有無に関わらず御確認ください。

オ 回答期日

令和8年6月19日(金)頃

(3) サウンディングへの参加申込・提案書の提出

ア 申込方法

サウンディング調査参加申込書兼誓約書(様式3)及び提案書(様式4)に必要事項を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、下記申込先へ電子メールで提出してください。送信後は、必ず申込先に電話で受信確認を行ってください。

提案書には、必要に応じて、補足資料（イメージパース、配置図等）を提出してください。

イ 申込・提出受付期間

令和8年6月29日(月)から7月17日(金)午後5時まで

ウ 申込先

「10 問い合わせ・申込先」記載の電子メールあて

(4) サウンディングの日時及び場所の連絡

下記(5)の実施期間のうち、いずれかの日程で実施します。実施日時等は個別に調整後、サウンディングへの参加申込みをいただいた事業者の担当者あてに、電子メールにて御連絡します。

(5) サウンディングの実施

ア 実施期間

令和8年8月3日(月)～8月7日(金)

イ 所要時間

参加事業者1者(1グループ)あたり1時間程度

ウ 場所

三春町役場会議室

エ その他

- ①サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。
- ②対話は提案書(様式4)をもとに行います。
- ③参加事業者1者(1グループ)につき、出席者は3名までとしてください。
- ④町外の事業者で来庁が困難な場合は、Web会議(Zoom)で実施します。

(6) サウンディング結果の公表

本町ホームページにおいて概要を公表いたします。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウ等に配慮するため、公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。

8 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

本調査は、閉校予定跡地の利活用に関する方向性を検討するための調査であり、事業内容や事業者を決定するものではありません。また、公募の実施を約束するものではありません。なお、参加事業者には、優先的に公募の実施などに関する情報を提供しますが、公募審査時に優遇措置はありません。

(2) 費用負担

サウンディング型市場調査への参加に要する費用(資料作成費、通信費、交通費等)は、参加事業者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。提出書類は返却しませんが、結果概要の

公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で使用することはありません。

(4) 本町からの提供資料の取扱い

本町が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

(5) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。

9 資料の交付

本町ホームページに次の資料を掲載するので、適宜ダウンロードして使用してください。

ア 実施要領

イ 調査施設関係資料

物件調書（施設の平面図・配置図）

ウ 現地見学会申込書（様式1）

エ 質問書（様式2）

オ 参加申込書兼誓約書（様式3）

カ 提案書（様式4）

キ 三春町第8次長期計画概要版

10 問い合わせ・申込先

行政組織機構改革に伴い、4月以降の問い合わせ先が変更となりますので、ご注意ください。

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1番地の2

【令和8年3月まで】

三春町役場企画政策課企画政策グループ（庁舎2階）

電話番号：0247-62-1122

【令和8年4月以降】

三春町役場財務課資産管理グループ（庁舎2階）

電話番号：0247-62-2132

メールアドレス：kanri@town.miharu.lg.jp